

大田市告示 第18号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び同条第3項の規定により、令和5年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記により関係者の縦覧に供する。

令和5年3月20日

大田市長 楫野弘和

記

縦覧期間	令和5年4月1日から令和5年5月31日
縦覧場所	大田市役所税務課、温泉津支所市民生活課、 仁摩支所市民生活課